

 市 章	大津市公報	令和7年10月1日 号外（第50号）
		発行所 大津市役所 発行人 大津市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行
目次 ○ 規 則 77 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則…………… 1 ○ 訓 令 7 大津市文書取扱規程の一部改正…………… 1 ○ 企 業 局 管 理 規 程 17 大津市企業局文書取扱規程の一部改正…………… 1		
規 則 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。 令和7年10月1日 大津市長 佐藤健司 大津市規則第77号 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）の一部を次のように改正する。 第9条第2項の表中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。 第13条の3第1項中「第137条の12第6項若しくは第7項」を「第137条の12第11項若しくは第12項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の3第1項の改正規定は、令和7年11月1日から施行する。		
訓 令 大津市訓令第7号 大津市文書取扱規程（昭和32年訓令第15号）の一部を次のように改正する。 令和7年10月1日 大津市長 佐藤健司 第2条第2項中「文書事務を担当する係長」を「当該課等の全ての係長（グループリーダー（大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）第2条第14号に規定するグループリーダーをいう。以下この項において同じ。）を置く課等にあつては、グループリーダー。以下この項において同じ。）」に、「当該係長」を「係長」に、「文書事務を担当する職員」を「当該課等の長が指名する職員」に改め、同条第3項中「その課、支所等」を「当該課等」に改める。 附 則 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。		
企 業 局 管 理 規 程 大津市企業局管理規程第17号 大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。 令和7年10月1日 大津市公営企業管理者 南堀弘 第4条第2項を次のように改める。 2 文書主任は、当該課の全てのグループリーダー（大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）第2条第13号に規定するグループリーダーをいう。以下この項において同じ。）の職にある者をもって充てる。ただし、グループリーダーの職にある者がいないときは、当該課の長が指名する職員をもって充てる。		

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。